行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関 一		検出 用料は、使用開始の日前に 用開始の日前に令和4年 使用許可期間 令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで 令和6年3月31日まで	こ全部を納付		されていなか 納付日 令和4年 4月5日	下 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を	措置の内容 措置の内容 事項の内容 事項認書である。 「中間のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のでは、のでは、のでは

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年6月13日から同年8月25日まで)